

参考見積募集要領

次のとおり参考見積を募集します。

令和5年3月9日

独立行政法人水資源機構
三重用水管理所長 川地 悟

1. 目的

この参考見積募集要領は、三重用水管理所が発注を予定している「三重用水管理所連絡車購入」の積算の参考とするために参考見積書を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

参考見積書の提出に当たっては、以下に掲げる条件を満たしている必要があります。

- (1) 独立行政法人水資源機構における令和3・4・5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「車両」の認定を受けている者。
- (2) 営業に関し、法律上必要とされる資格を有していること。
- (3) 独立行政法人水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、木曾川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。

3. 募集する参考見積書の記載内容

(1) 基本条件

- ① 本参考見積は、自動車及び付属品等の購入価格、工賃、手数料、税金、保険料など一切の費用についての見積とします。
- ② 参考見積書の有効期間は令和5年4月30日までとします。
- ③ 参考見積書は、提出年月日を記入するものとします。
- ④ 見積金額の内訳には、別紙を参考とし、消費税及び地方消費税の額を含む金額か含まない金額であるか判別できる記載をしてください。

(2) 購入の仕様は別紙「参考見積仕様書」によるものとします。

4. 参考見積書の提出

参考見積書は、次に従い提出してください。

(1) 提出期間 令和5年3月23日(木)まで。
持参する場合は、上記期間までの土曜日、日曜日及び祝日を除く
毎日9時から12時及び13時から17時まで。

(2) 提出先
独立行政法人水資源機構三重用水管理所長 宛
【担当】総務班 入江
〒510-1233 三重県三重郡菰野町菰野 7961-2
TEL 059-393-2000 (直通)
FAX 059-393-1819

(3) 提出方法
書面は持参、郵送又はFAX(社印があること)により提出するものとします。
なお、参考見積書をFAXにより提出される場合は、発信後、必ず上記(2)の
担当者に電話にてご連絡ください。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合は、次に従い、書面(様式は自由)に
より提出してください。

(1) 提出期間 令和5年 3月 9日(木) から
令和5年 3月16日(木) まで
持参する場合は、9時から12時及び13時から17時ま
で。ただし、最終日の受付は12時までとする。

(2) 提出先 4. (2)に同じ。

(3) 提出方法 4. (3)に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり回答します。

(1) FAXにより回答します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. 閲覧資料等

ありません。

9. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

10. その他

この参考見積書をご提出頂いたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。また、ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

以 上

三重用水連絡車購入

参 考 見 積 仕 様 書

令和5年3月

独立行政法人水資源機構
三重用水管理所

第1章 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構三重用水管理所（以下「機構」という。）が発注する「三重用水管理所連絡車購入」に適用する。

第2章 概要

本件は、機構が業務で使用する連絡車を納入するものである。

2-1 使用目的

官公庁等への連絡及び施設管理等業務に使用するため

2-2 納入場所

三重県三重郡菰野町菰野7961番地2

独立行政法人水資源機構 三重用水管理所

2-3 納期

現時点で契約したものとして、期日を記載してください。

2-4 契約範囲及び数量

本件の契約範囲は連絡車の購入、装備品及び付属品の取付け、取得に関する法手続き及び納車までの一切とする。

契約数量： 1台

第3章 一般事項

3-1 諸法令等の遵守

受注者は、納車に際し関連する諸法令等を遵守しなければならない。

3-2 提出書類

業務完了に係る提出書類については、以下のとおりとする。

- ① 自動車及び付属品に関する取扱説明書及びカタログ等に関する資料および保証書
- ② 納車時の写真（正面、左右側面、後面）
- ③ 法定関係資料（自動車検査証、自賠責保険証、車庫証明書、点検記録表）
- ④ その他機構が指示するもの

第4章 適用規格

納入車は国産メーカー製の型式認証を受けた現行モデル（契約時点）の新車とし、標準仕様を満足した上で、運転操作、点検及び整備が容易であり、かつ、その使用に十分耐えうるものとする。ただし納期までに仕様変更が行われた場合、変更後のモデルでも仕様書満たす限り差し支えない。

また「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和3年2月19

日閣議決定)の「13 自動車」の判断基準を満たし、かつ、運輸省令第67号(以降の改正分も含む。)道路運送車両の保安基準に適合するものとする。

第5章 納入車の仕様

納入車の仕様は、初年度登録車両の普通自動車とし、次の条件を満たすものとする。

5-1 車両形状等

- ① 車両形式 SUV
 - SUVとは下記の寸法を満たし純正の状態です16インチ以上のタイヤを装着する2BOX形状の車である。
- ② 用途種別 自家用普通自動車
- ③ 駆動形式 4WDもしくはAWD
- ④ トランスミッション ATもしくはCVT車(電気式無段変速機を含む)
※AT車限定の条件でも運転できる変速機

5-2 寸法・定員

- ① 全長 4,150mm以上 4,200mm未満
- ② 全幅 1,725mm以上 1,780mm未満
- ③ 全高 1,550mm以上 1,600mm未満
- ④ 最低地上高 150mm以上
- ⑤ 室内長 1,800mm以上 2,050mm未満
- ⑥ 室内幅 1,430mm以上 1,500mm未満
- ⑦ 室内高 1,200mm以上 1,250mm未満
- ⑧ 乗車定員 5名
- ⑨ 車両重量 1,150kg以上 1,300kg未満
- ⑩ ドア数 5枚(客室用及び荷室用)

5-3 エンジン

- ① 総排気量 1,400cc以上 1,800cc未満の内燃機関に、走行にも用いる電動機を組み合わせたもの
- ② 使用燃料 無鉛レギュラーガソリン
- ③ 燃料消費率 JC08モードもしくはWLTCモードにおいて
24.2km/L以上

5-4 環境性能

- ① 「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」(平成16年国土交通省告示第61号)に基づく、JC08モードの令和2年度燃費基準以上を達成していること
- ② 「低排出ガス車認定実施要領」(平成12年運輸省告示第103号)に基

づく、平成 30 年基準排出ガス 75%低減レベル以上を達成していること

5-5 安全装備

- ① 運転席及び助手席にエアバッグを装備
- ② ブレーキシステムに ABS、横滑り防止装置、衝突被害軽減機能を装備

5-6 塗装仕様

契約後に受発注者間で協議の上定めるものとするが、標準塗装色から指定するものとし、有料オプションは選択しない。

5-7 装備品及び付属品（標準装備品の場合を含むものとし、市販品を可とする。ただし、下記の付属品はいずれも本件車両のために調達する未使用品であること）

- ① パワーステアリング
- ② 全席パワーウインドウ
- ③ LED ヘッドランプ
- ④ スマートキー仕様
- ⑤ 自動ブレーキ機能
- ⑥ バックモニター
- ⑦ サイドバイザー
- ⑧ リアワイパー
- ⑨ カーナビゲーションシステム（7インチ以上、インダッシュ方式、タッチパネル式、メモリーナビ、AM/FM ラジオ、VICS 対応、バックモニター対応）
- ⑩ ドライブレコーダー（フロント及びリア、カメラ一体型、液晶 2.4 インチ以上、画素数:200 万画素以上、音声 on/off 機能搭載、付属する (micro) SD カードは 16GB/Class10 以上のこと）
- ⑪ ETC 車載器（新セキュリティー規格対応、セットアップ込み・ボイス機能付き）
- ⑫ 室内用フロアマット（全席かつラバー製）
- ⑬ UV カットガラス（UV カット率：85%以上、可視透過率：フロント 70%以上、リア 30%未満。ただしリアドア以後はすべてプライバシーガラスとする）
- ⑭ ラゲッジトレイ（撥水、フルカバータイプ）
- ⑮ 電動格納式ドアミラー
- ⑯ パンク応急修理キット

※スペアタイヤを無理なく搭載できる場合は不要

- ⑰ 三角停止表示板
- ⑱ 発煙筒 (LED 製)
- ⑲ スタッドレスタイヤ(ホイール含む)

サイズについては、納車する車両の装備する純正タイヤと同一とし、国産メーカー製とする。なお、ナットについてはノーマルタイヤのものを流用してもよい。

第6章 登録手続き等

(1) 受注者は、機構の諸手続きを代行するものとし、登録手続き(税金、自賠責保険等を含む。)及び自動車リサイクル法(平成17年1月施行)に伴い発生する費用は、本件に含むものとする。

(2) 所有者及び使用者

所有者及び使用者については、以下のとおりとする。

所有者の氏名又は名称	独立行政法人水資源機構
所有者の住所	埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
使用者の氏名又は名称	独立行政法人水資源機構 三重用水管理所
使用者の住所	三重県三重郡菰野町菰野7961番地2
使用の本拠の位置	三重県三重郡菰野町菰野7961番地2

第7章 検査

納入場所において機構及び受注者立会のうえで本仕様書に基づく検査、外観の検査及び全般的な機能の検査を行い、確認後に引き渡すものとする。なお、機構が必要と認めた場合、他の検査を追加して行うことができるものとする。

第8章 保証

保証期間は、製造メーカーが発行する保証書に基づき、事故及び運転技術上の欠陥による故障以外は、付属品、装備品含め無償で調整・修理を行うものとする。

第9章 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の施行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入(不当要求又は業務妨害)に対し断固としてこれを拒否し、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。また、発注者とも連絡を密にとり業務の施行に際して被害が生じた場合は、受注者に協議するものとする。

第10章 その他

納入車両に対する自動車賠償責任保険に加入するものとし、自動車保険(任意)につ

いては、機構において別途契約を行うものとする。

第 11 章 疑義

契約書及び仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合、速やかに受発注者間で協議するものとする。

以 上